平成２５年（フ）第６２号
長崎県大村市富の原２丁目153番地１　平山コーポ102号、前住所長崎県大村市原口町648番地１
債務者　山下　裕子
１　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
長崎県大村市玖島３丁目700番地１　池ノ坊Ｂ棟203号、前住所長崎県大村市富の原１丁目1279番地72　ＧＭコーポ202号
債務者　永吉　隆明
１　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
北海道深川市２条５番27号　コーポ佐藤５号室
債務者　柴原　光子
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４０号
北海道旭川市大町１条15丁目307番地　根元アパート１階右
債務者　上原　義寛
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４１号
北海道旭川市神楽岡７条６丁目２番15号
債務者　工藤　梨乃
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４６号
北海道旭川市神楽岡２条４丁目２番10号　エスパニア１―107号
債務者　藤岡かおる
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４８号
北海道旭川市豊岡14条６丁目２番11号　サンシティ113―２―１
債務者　岡音　和美
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５６７５号
東京都板橋区栄町22―12―202
債務者　黒坂　正次
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８１９号
東京都練馬区中村３丁目25―10―202
債務者　佐藤　直美
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９１１号
東京都東久留米市八幡町２丁目11―78―202
債務者　清水　　浩
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９１２号
東京都東久留米市八幡町２丁目11―78―202
債務者　清水　貴子
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９２８号
東京都台東区根岸５丁目８―18―603
債務者　岡本　多恵
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９３２号
東京都足立区伊興４丁目11―18―510
債務者　野澤　　明
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９４５号
東京都新宿区四谷４丁目14番地　302Ｋ
債務者　曲田みどり
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０００号
東京都台東区西浅草３丁目29―７―301
債務者　高島　栄子
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部